

平成24年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月20日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める陳情
日程第 3	陳情第5号	地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第 4	陳情第6号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情
日程第 5	陳情第7号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情
日程第 6		一般質問
日程第 7	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成25年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
日程第 8	意見書案第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 9	意見書案第4号	北海道最低賃金の大幅な改善を求める意見書
日程第10	意見書案第5号	新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第11		議員の派遣
日程第12		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び産業厚生常任委員会)
日程第13		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

なし

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君
教育委員	長	前川啓一君
教育	長	菅原裕一君
代表監査委員		山口浩司君
総務課	長	山本芳博君
企画課	長	佐藤潤君
住民課	長	吉村進君
福祉課	長補佐	瀬尾光男君
産業課	長	金川正次君
施設課	長	渡部邦生君
会計管理者		佐藤孝夫君
農委事務局	長	友重誠一君
教委教育課	長	柄崎明久君
子育て支援課	長	高倉明君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	和田宏樹君
庶務係	長	木村ひとみ君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番長谷川勝夫議員及び8番藤田博規議員を指名します。

◎ 陳情第4号

- 小野木議長 日程第2 陳情第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

- 大谷総務文教委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第4号。

2、付託年月日。

平成24年6月15日。

3、件名。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

へき地校が多い北海道において、標準的な教職員数の確保により教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を維持することや教材費等の保護者負担の解消及び学校施設整備に係る教

育予算の確保・充実は、重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎ 陳情第5号

●小野木議長 日程第3 陳情第5号地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第5号。

2、付託年月日。

平成24年6月15日。

3、件名。

地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

我が国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治

体が果たす役割はますます重要となっている。震災からの復興は急務の課題であり、さらに地域経済と雇用対策の活性化が求められるなか地方財政予算の安定確保は必要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第6号

●小野木議長 日程第4 陳情第6号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

森産業厚生常任委員長。

●森産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第6号。

2、付託年月日。

平成24年6月15日。

3、件名。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

非正規社員の割合が高い北海道においては、地域経済の維持や社会保障制度の維持・充実に係る税源確保のためにも賃金体系改善は喫緊の課題となっている。地域別最低賃金は、過去5年間引き上げられてはいるものの、生活保護水準とは乖離しており、その解消が重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第7号

●小野木議長 日程第5 陳情第7号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第7号。

2、付託年月日。

平成24年6月15日。

3、件名。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

公立高等学校配置計画により、予定を含め全道では現在までに19校が募集停止、17校が再編・統合によって削減されているなか地域の過疎化が加速し、地域経済や産業・文化などに影響があらわれている。また、遠距離通学や下宿生活等により子どもたちの精神的身体的負担や保護者の経済的負担も増大している。このため広大な北海道の実情にあった高校づくりと高校教育の機会均等は重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第6 一般質問を行います。

通告により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、1番杉野好行議員。

●1番杉野議員 通告の順序に従って質問をさせていただきます。

まず、地震・津波対策についてお伺いいたします。

改めて本定例会の初日に、水害の対策として仮橋の予算を提示していただきました。町長の速やかな対応に、地域住民皆にかわって、改めてお礼を申し上げるところであります。

今定例会の初日に全員協議会で築山を見させていただきました。私は、個人的に築山を見るのは3回目でありまして、この1年間で、行くたびに整備が進んでおり、今回見せていただいて、かなり安定した状態になってきているという思いをしているところであります。しかし、過日、道防災会議のワーキンググループの発表で津波の高さ、または遡上高等の数字が、かつて13.7メートルでしたでしょうか、それから大津港で21メートルに達する恐れがあるというような報告がなされました。このことで対応の仕方がどのようになるのか、今後、大変な状況になってくるのかなという思いで、まずは伺います。

また、安心してはいけないうちもかもしれませんけれども、ユーラシア北米プレートとの直下で起こりました奥尻の津波、大地震等の中では、到達3分というようなことが言われておりますけれども、我が豊頃の臨んでいる太平洋については、この道防災会議の報告では、以前もこのたびも約30分の到達時間のカウントがされているところであります。今まで町長がおっしゃられたとおりに、いち早く逃げるのが一番大切というようなことでありますけれども、その対応の仕方についても伺います。

私は、絶対ということはこの世の中にはあり得ないというふうに思っているのですけれども、いかんせん、人間対自然については絶対に勝てないというのが昨年の3.11のスーパー堤防、要するに、最強のインフラをしたはずであったにもかかわらず命が守られなかったと、こういうことであればやはり逃げるのが大切なのだというような思いでいるところであります。そのことについて、今回の数字も踏まえて、関係機関に今後どのように対応していただけるように話しかけをしていくのか、また、地域住民に安心できるような形のもの、どういう形で整えていけばいいのか、このことについてもあわせて伺います。

また、教育関係で過日、大津小学校での教職員による車による避難訓練が行われたというふうに伺っております。議会の委員会等でも調査をさせていただいて、各学校のまた保育所の避難訓練、防災管理計画等について、年間スケジュールに踏まえた中で避難訓練等が行われておりますけれども、委員会報告の中で報告申し上げているとおりに、災害時には、町を中心とした防災対策本部による対応、または教育委員会を中心とした防災関係の連絡体制が整備されておりますが、この大津小学校の教職員による車の避難誘導等については、教育委員会との連携がどのようにとられたのかを伺います。

まずはこの点からよろしくお願ひ申し上げます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

初めに、津波予測の関係ですけれども、昨年度作成いたしました防災ハザードマップにおける津波浸水予測につきましては、本年2月に、議会全員協議会においても説明したとおりでございます。北海道が平成18年に示した、十勝沖・釧路沖地震、さらには三陸沖北部地震及び500年間隔地震の中で、根室から十勝沖の領域にほぼ500年間隔で繰り返し発生した最も津波被害

の大きい500年間隔地震のマグニチュード8.6を想定した津波浸水予測図に基づいて、当初計画いたしました。

これは道の指示にも従っておりました。ところが、その後また状況が変わりまして、それぞれの専門学者等からの意見によりますと、本年4月に、北海道防災会議地震専門委員会のワーキンググループでは、その中間報告として、北海道太平洋岸沖合での巨大な地震が発生した場合の津波浸水予測では、沿岸到達の最大津波は、本町の湧洞沼においては、約26.2メートル、長節地区では23.9メートル、大津漁港では21メートル、十勝川河口では19.8メートルという考えられない予測が出されたわけであります。この予測については、これまでに得られている津波堆積データから、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波としており、発生頻度も極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすものとして想定したものであります。津波の発生確率や時期を予測したものではないというふうに解釈をしているところでございます。

したがって、本町の津波の対策としては、先ほど御質問がありましたとおり、大津地区における最近の津波の発生状況及び500年間隔地震をベースとした築山整備を初め、道道の嵩上げ改良などを早急に要望しておりますし、また十勝川右岸築堤の改良要望なども、大津地区における地理的条件を視野に防災対策をしていただくよう、可能な整備を関係機関と協議し推進しているところでございます。

したがって、津波の予測はある程度の予測で築山を整備しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、二十数メートルの津波の場合については、とてどもとてども人的には抑えることはできませんし、とりあえず第一次避難場所として築山に避難をし、その後、状況によっては裏の道路を利用して、さらに安全な場所に避難する以外はないだろうというふうに考えております。

今後もあらゆる情報の提供も待ちながら、それに対応できるよう地域住民と訓練を重ねてまいりますというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 教育委員会菅原教育長。

●菅原教育長 御質問のいただきました教育関係について、お答え申し上げたいと思います。

児童生徒の安全確保につきましては、日常、常に起こり得ることを想定し教育委員長から学校関係に情報を提供する、学校は計画を樹立し提出、報告するという体制をとっているところでございますが、議員お話のとおり、これで十分ということは決してないわけでありまして、常に確認を怠らぬよう配慮しているところでございますし、また、いざ災害が発生した災害時につきましては、災害対策本部長である町長の統括、指揮監督のもと、教育委員会は教育部を担い、そのもとで学校との連絡体制を十分に図っていくということで進めているところでございます。

御質問いただきました3月12日の大津小学校の訓練でございますけれども、地域との合同防

災訓練等の一環として実施しており、児童全員が教職員の車に分乗し、約6キロ内陸部であります旅来、カンカン坂の道道駐車帯まで避難したものでございます。災害発生時における学校管理下の児童の安全確保においては、いかに早く安全な場所に避難させるかということが、最も重要であるという観点から、この度は、いわゆる抜き打ち、子供たちには事前に知らせないでということで計画がされ、教育委員会に報告を受け、事後の報告もいただいているところでございます。

当然、教育委員会も教育部を担う災害対策本部と学校が連携し、避難後の安否確認等を含めた体制をしっかりと図っていきたいと考えております。

また、教職員関係でございますけれども、日ごろから火災や地震等の災害、あるいは不審者侵入等の危機管理においては、常に教育委員会と各学校が連携を密にし、校長による教職員の体制確認に努め、児童生徒の安全確認に努めているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 先ずは、町長の答弁いただいたことについて改めて伺います。

先ほどの答弁の中では、以前、町長に御答弁していただいた大型バス等で速やかに避難誘導するような考えを持っているというような答弁をいただいておりますけれども、この度はそれが少し見受けられなかったかなというような思いでございます。改めて伺います。そのよう計画をお持ちになっているのかどうか、まずこの1点だけお知らせください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、築山に逃げる際には、やはりそれぞれの車で逃げる可能性が高いですけれども、やはり社会的立場の弱い方を、今御指摘のあったとおりスクールバスというか大型バス等を待機させ、対応したいというふうに考えております。

訓練は隔年毎に行っておりますが、今年予定しておりますので、そういった形の設備を一日も早く準備して、対応したいというふうに考えております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 バス等を準備した中で避難をするというようなお答えでありますけれども、これは担当課長に伺ったほうがいいのかと思いますが、大津地域内での体の弱い方、ほかの方の手を必要とするような住民の数というものを把握しておられるようでしたら、お示ししたいと思っておりますけれども。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本総務課長。

●山本総務課長 ご家族等と同居されている方で、15人程度援護が必要な方がいるかというふうに、現在のところ押さえています。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 大津の世帯数の割合からすると、かなりの人数がおられるというふうに思います。こういう中で行政がすべてをお手伝いできれば、これにこしたことないでしょうけれども、如何せん、二十数キロ離れている地域でありますし、その災害が起きたときには支所長が一人、事務員が1人というようなことでは、お手伝い難しいのだろうという思いがいたします。こういうときに自主地域防災対策の組織がいかに機能するのか、今後訓練の中でさまざま整理をしていきながら、それらの方たちをお願いをしていかざるを得ないのだろうというふうに自分は考えておりますけれども、行政側としてどのようなお手伝いできて、どのようなお願いをしていかなければならないのかというようなことが、現段階でありましたら伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に地震による津波については、本町から大津支所のほうにいち早く行くのは、物理的に非常に厳しいものがあるかと思えます。したがって、社会的立場の弱い方については、これからまたそれぞれ訓練がありますけれども、できるだけ誰と一緒に逃げるかというような、そういった組合せの訓練も必要かと思えます。

特に心配しているのは、車いす等で生活をしている方で、その家族に運転免許のないような家族については、やはり隣近所の方がお手伝いをするような形になろうかと思えます。したがって、これからそういった社会的弱い立場の方の把握もしっかりとして訓練に入らなければならないかなというふうに思っております。

今、大津地区では防災組織が充実しておりますので、これからも、そういう組織の方々と十分協議しながら安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 社会的な立場の弱い方、この方たちを守らんとして昨年3月11日のときには、それらの準備ができていたのかどうかわかりませんが、自主的にその方たちを助けるがために自ら命を落とされた方たちもいらっしゃいます。要は、皆さんを助けようという気持ちは、どなたも隣近所ですからお持ちだと思います。そういう中で、組織的に十分な訓練がなされて、また、それぞれが本当に安全に避難できるような体制づくりというのが、これから我が町に求められているのだろうという思いがいたします。そのことを今後の訓練に十分反映していただくようお願いを申し上げます。

町長に最後でありますけれども、この防災関係について伺います。

町長の防災意識については、非常に高いものがあるというふうに私は思っております。今後各関係機関に対して、要望、陳情、その他もろもろのことを重点的にやっていただかなければならないというふうに思いますけれども、今後数年はかかるだろうという思いがいたします。そうい

う中で、町長とともに町民が安心を享受できるような形を整えるのには、まだまだ時間がかかるであろうし、日にちも当然費やさなければならぬというふうな思いでおります。完成するまで私はやり遂げますという、町長のお言葉をいただければありがたいなど、安心できるという思いでおりますけれども、町長のお考えを伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、ハード的な面では、ある程度の築山が完成がされてきました。あと築山に対する避難場所の確保、資材の確保等の上物を考えております。また、道路整備については北海道のほうで早急にやっておりますので、これは、来年あたりには着手するものだというふうに考えております。

また、本年8月下旬に、十勝、釧路、根室振興局エリアで地震津波を想定した北海道防災訓練が予定されております。もちろん我が町も参加をいたしまして、十勝総合振興局の防災担当者として十分協議しながら、そういった地域の安全性を高めてまいりたいというふうに思っております。

町長は、4年ごとにかわりますけれども、私の与えられた期間にできるだけ積極的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 なかなか私の意図したところのお答えをいただけなかったような気がしますけれども、最後に総務課長に一つだけ伺いまして、この関係の後、教育委員会に移らせていただきますけれども、過日、築山を見させていただいたときに、地域住民の方たちが、その程度のプレハブで入れないよという声がありました。当初予算300万円ほどだったのでしょうか、施設整備費が。我が町が豊かだから云々ということではありませんけれども、最小限の予算で最大限の効果を上げるために、以前総務課長にもお話ししましたが、各リース会社でリース上がりのプレハブが安く購入できるパターンがございます。かなりの面積が確保できるだろうというふうに思います。200万円程度で7戸ぐらいは買えるなという私は思いをしているのですが、その辺あたりの見積予算等について、上がっているようでしたらお答えください。そうでなければ、後日また伺うようにいたします。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 過日ご一緒させていただきまして、築山も見ていただかれ、やはり町長の先ほどの答弁にもありましたように、地域の方が一時避難場所として利用していただくのに、車の利用等が一定程度考えられるというふうに考えておまして、その一時的な避難の中で、どうしても徒歩ですとか、そういう方々を一定程度、雨風や寒さをしのげるようなものということで、当初予算に300万円ということで、プレハブ等の備品購入を計上させていただいております。大津地域の方全員がその建物の中に収容できるものというものを、築山の上部に建設するというとはなかなか困難かと思っておりますので、色々なことを想定しながら可能な限り整備を進めていくと

いう考え方でおりますので、質問の最後にありましたように、まだ正式にプレハブ等の設置にかかる見積り等をとってございませんが、築山の路盤の整備等とあわせながら、順次進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 教育委員会関係で、二、三改めてお伺いいたします。

学校運営上、登下校時は教育委員会の所管なのでしょうか、それともそうではないのでしょうか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 いわゆる学校管理下というのは、登下校を含むものというふうに理解しております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 登校はほとんど同じぐらいの時間帯なのでしょうけれども、学年に応じてばらばらに下校になるのかなという思いがしますが、そのようなときに災害が発生したとしたならば、このたびのような抜き打ちでやられて実に効果的だったというふうに私も理解しますが、下校時に災害等が発生したときに、親御さんもわからない、学校も教室内に、校舎内、校庭内にいないということになると、どのような避難体制、管理体制をすべきなのかということのシミュレーションについてはお考えでしょうか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 お答えします。

学校が定めている計画の中には、登下校時の具体的なものは現在定められておりません。想定される対策というものにつきましては、教育委員会が担当している教育部において、そのような登下校時の防災安全計画についても計画していく必要があるというふうに思います。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 このたびの津小の教職員の皆さんにお礼を申し上げますけれども、教職員の皆さんも御家族がおります。その緊急の時点になったときに、教え子のことを一番に考えていただけるのはありがたいことでもありますけれども、そういう皆さんの御家族を守るために、今度は行政なり地域の方たちの協力があるべきというふうな思いでおります。そういう自分の身を削ってでも教え子たちを何とか守ってあげたいという思いをされている教職員の皆さんが、不安にならないような形で今後避難訓練等を、教育行政とともにあわせて考えていただければありがたい。それによって二次災害、三次災害が防げるのであろうというふうに私は思っておりますので、今後とも地域防災の組織充実強化とともに、教育行政の中でそういう形をとっていただければ幸いです。この質問を終わらせていただきます。

●小野木議長 杉野議員、答弁必要ですか。

● 1 番杉野議員 答弁は結構です。

● 小野木議長 杉野議員。

● 1 番杉野議員 次に、エゾシカ対策について伺います。

このたびのエゾシカの対策の中で、侵入予防電子防止柵等のハード事業に附随したような形で有害駆除隊員、要するに準公務員と言ったらいいのでしょうか、何と言ったらいいのでしょうか、嘱託職員というのでしょうか、そういう形で猟友会に委嘱をし、それらの業務に当たっていただくというようなことになっているようでありますけれども、この委嘱の状況、また今後の運用の仕方等についてお伺いいたします。

● 小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 ただいま申されたエゾシカ対策実施隊員の件ですけれども、国では、平成19年に鳥獣被害防止特別措置法を制定し、市町村が自ら策定した被害防止計画に基づき被害を及ぼす鳥獣の捕獲、それから防護柵の設置といった実施活動的なものを担う鳥獣被害対策実施隊員を設置できることになっているのは御承知のとおりでございます。

本町におきましても、これらの自治体については、町長が職員らを指名する、さらには、被害対策防止対策を積極的に取り組む者から任命するものとなっておりますので、今後は猟友会の方々とは十分協議しながら、委嘱上の事務を取り進めていきたいと考えております。

● 小野木議長 杉野議員。

● 1 番杉野議員 この鳥獣の捕獲に対する自治体の委嘱は町長がされることになっているようでありますけれども、これらのかかわる費用について、国または道からの助成等について、どのぐらいの予算規模でおりてくるものなのか伺います。

● 小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 事務的なサイドですので、担当課長のほうから説明させていただきます。

● 小野木議長 答弁、金川産業課長。

● 金川産業課長 エゾシカ実施隊員につきましては、今年度予算措置をさせていただきました。町長の命令により出動する分、それから、狩猟税1万6,500円程度掛かってございますが、皆さんが、その半額がこちらのほうで実施隊員ということで特別交付税のほうで補助される形になっております。ただ、出動ですとか、そういうかかる経費は交付税ということでございますので、実際特別交付税がどのように措置されるかというのが、はっきりしていないところでございます。

本町におきましては、猟友会会員の皆さんの狩猟税をすべて猟友会のほうに助成をさせていただいておりますので、実施隊員についての皆様方の恩恵には、それほど影響しないかなというふうに思っております。

● 小野木議長 杉野議員。

● 1 番杉野議員 委嘱に対しての人件費等、賄い切れるかどうか、交付税手当にゆだねなければ

ならないから、はっきりとこういう金額でということにはならないということですね。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 現在想定をさせていただいている実施隊につきましては、エゾシカのライトセンサス、それから熊の出没に対する巡視等でごさいます、やはりそれぞれの人命を守るためにエゾシカよりは熊のほうに重点を置きながら、実施隊を設置したいと。それに対する出動等について、実施隊のほうに支給しいきたいというふうに思っております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 豊頃猟友会の総勢メンバーというのが銃砲所持者で現在30名、うち16名、5割強が町からの補助金をいただいてシカを駆除するために銃砲を所持したメンバーであります。これは近隣町村から見たら、この助成制度があったおかげで高齢化が進むのを食い止め、また、人数維持もされてきたという有意義な状況にある助成制度だったのかなという思っております。

そういう中で、まだまだその16名は経験不足でありますから、熊の駆除等に従事するということはなかなか難しいものがございます。そういう中で、シカに対しての対応について、道、国に強く要望しながら、今後有意義な形で駆除体制がとられるようなことを考えていただければありがたいという思っておりますけれども、この点について今後の運用の仕方について伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 シカの駆除につきましては、全道の町村会でも話題になっておりまして、最近特に道が本腰になってきているわけでありまして。私もシカの駆除というのは、一町村のみにシカを追い出しても隣の町村にも波及するので、やっぱり国、道が真剣になって駆除するのが当然かというふうに思っております。ただ、私の町の場合については、非常にその猟友会の方々の御理解をいただきまして、年間1,000万円以上出る被害なのですが、相当未然に防いでいただいていることについては、本当に感謝しております。

したがって、今後も御指摘のとおり、できるだけ国、道からの政策は別として補助金、さらに資金面で支援をいただき、また、町の財政が許す限り支援をしながら、猟友会の方々をお願いしなければ、なかなかこのシカの駆除はできないというふうに思っております。各町村それぞれシカ駆除について方法は異なります。本町におきましては、これからも猟友会を中心をお願いしながら、先ほど申し上げました資金面でも支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これで私の質問をすべて終了させていただきます。大変ありがとうございました。

●小野木議長 これで、一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第2号

●小野木議長 日程第7 意見書案第2号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成25年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷友則議員 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成25年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成25年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率1/2へ復元するなどの拡充が必要であります。

文科省は40人学級を見直し、35人や30人学級の実現を目指した新教職員定数改善計画を策定し、平成23年度から小学校1年生の35人学級を実現しています。また、平成24年度に向けては、法改正は見送ったものの事実上の小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しています。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編製の制度改正や同計画を上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

今年度の政府予算において「高校授業料無償化」など引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。また、地方交付税措置されている教材費や図書費については都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、国による教育予算の拡充が必要です。

このことから、義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率の復元など教育予算の確保・充実につ

いてつぎのとおり強く要望します。

記。

1、義務教育国庫負担制度の堅持と負担率の1/2に復元すること。

2、30人以下学級と教職員定数の改善を早期に実行こと。当面、小学校2年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定し、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

●小野木議長 日程第8 意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷友則議員 意見書案第3号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体の果たす役割もますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められている中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。平成24年度政府予算では、地方交付税について総額1兆7,000億円を確保しており、平成25年予算においても、平成24年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められています。

このため、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり要望します。

記。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること、また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の前年度予算とは別に計上すること。

2、医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。

3、地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位数の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

- 小野木議長 日程第9 意見書案第4号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番森一彦議員。

- 4番森一彦議員 意見書案第4号。提出者、豊頃町議会議員森一彦、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上松崎政利、同上杉野好行。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書。

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低限制度の役割は、ますます大きくなっています。

平成19年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意から5年間の経過し、この間61円の賃金引き上げ行われ、現在、北海道の最低賃金は705円となっています。

しかし、法定労働時間満度に働いても、月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかならず、生活保護学との乖離はいまだ大きく、地域最低賃金の大幅な引き上げは喫緊の課題です。

特に北海道は、非正規労働者比率が4割と高いため、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の堅持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題です。

よって、今後北海道地域最低賃金の改定に当たり、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道労働局長、北海道最低賃金審議会長。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

●小野木議長 日程第10 意見書案第5号新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷友則議員 意見書案第5号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、平成18年度に策定した「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行っています。これによって、全道で、現在までに募集停止となった高校が16校、再編・統合により削減された高校が15校となっています。また、今後においては募集停止予定が3校、削減予定が2校という状況にあります。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者が激減し、さらに、子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化を加速させ、地域の経済や産業、文化などに影響を及ぼし、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。また、地元の高校が削減された場合、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、子どもたちの精神的・身体的な負担や、保護者の経済的負担がより一層増大しています。

このように、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」は抜本的に見直しが必要であり、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな教育を保障していくべきであり、そのためには、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した「新たな高校配置計画」「高校教育制度」を創

り出していくことが必要であることから、次の事項について強く要望します。

記。

1、道教委が平成18年度に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちを制度の対象とすること。

4、障がいの、なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を補償するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道知事、北海道議会議長、北海道教育委員会委員長。北海道教育委員会教育長。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

●小野木議長 日程第11 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

和田事務局長。

●和田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、平成24年7月3日から同月4日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、全議員。

2、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、平成24年7月28日から同月30日。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、小野木英樹議長、菅谷誠議員。

3、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、平成24年8月22日から同月23日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議員運営委員4人。

以上です。

●小野木議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●小野木議長 日程第12 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会及び産業厚生常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第13 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成24年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員